資料 6

第７期町田市介護保険事業計画の方向性について

1. 計画策定の経緯、背景・動向、市の現状

（１）計画策定の経緯

町田市では、１９９３年に老人福祉法第２０条の８に定められた市町村老人福祉計画として「町田市高齢社会総合計画～みんなでつくる暮らしやすい・まちだ～」を定めました。２０００年の介護保険制度の実施に伴い、「町田市高齢社会総合計画」は「介護保険事業計画」を含んだ計画となり、３年ごとに改定を重ねてまいりました。

その後、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の策定に合わせて「町田市高齢社会総合計画」を、基本計画と同期間において長期的な取り組みを推進する「高齢者福祉計画」と、３年ごとに改定する「介護保険事業計画」に分けて策定いたしました。２つの計画は、第３次高齢社会総合計画から継承する「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち」を同一の基本理念とします。

現在は、介護保険事業計画は第６期の２年目に当たり、２０１７年度には第７期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）の策定を予定しております。本計画は、第６期介護保険事業計画（以下「第６期計画」という。）の進捗状況や社会保障制度改革推進会議の報告などを踏まえ、介護保険事業を円滑に実施・運営することを目指します。

（２）国・都・市の動向及び背景・現状

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、その「新たな三本の矢」に「介護離職ゼロ」を掲げ、在宅介護を支えるための、介護人材確保等のための総合的な対策を講じることとしています。

東京都は、「２０２０年に向けた実行プラン」において、その政策の柱に「高齢者が安心して暮らせる社会」を掲げ、福祉先進都市・東京の実現に向けた取り組みが進められています。

町田市は現在、既に高齢化率が２５％を超えており、今後、２０２０年以降には後期高齢者が前期高齢者を上回ることが予測され、同時に増加する認知症高齢者への対応も重要な課題となっております。そのため、団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年を見据えた地域包括ケアの推進が急務と言えます。このことについて、第６期計画では「地域ネットワークの充実」や「統合的な認知症ケアの体制づくり」などの施策を推進しており、２０１７年４月には、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を開始いたします。また、「町田市５ヵ年計画１７－２１」では「地域包括ケアの推進」を重点事業に掲げており、重点的に取り組みを進めることとしております。

2. 計画の位置づけ

本計画は、介護保険事業運営の基礎となる事業計画であり、「まちだ未来づくりプラン」、「町田市５ヵ年計画１７－２１」に即し、地域福祉計画をはじめとした他の関連計画との連携を図り策定してまいります。特に、「町田市５ヵ年計画１７－２１」では、「地域包括ケアの推進」を重点事業に掲げ、本計画及び高齢者福祉計画の策定・進捗評価に係る事業や、介護施設整備事業、介護人材開発事業等に取り組む予定となっております。

また、本計画は、介護保険法第１１７条に基づく市町村介護保険事業計画であり、国から示される基本指針等や都の動向を注視し、老人福祉法第２０条の８に基づく市町村老人福祉計画である「町田市高齢者福祉計画」と整合を図りながら策定する必要があります。

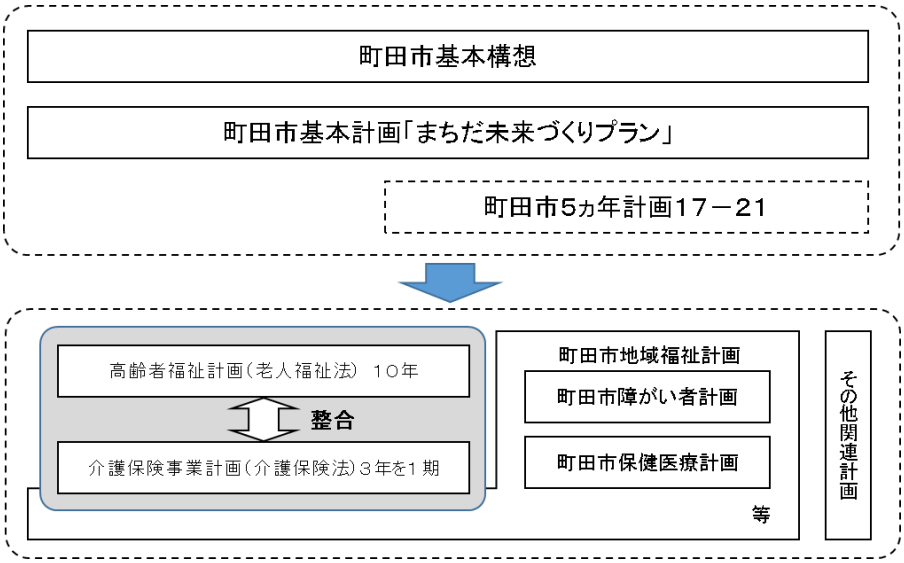

3. 計画期間

○介護保険事業計画は、３年ごとに策定することが介護保険法で定められているため、本計画を策定するものです。本計画期間は、２０１８年度から２０２０年度までの３ヵ年です。

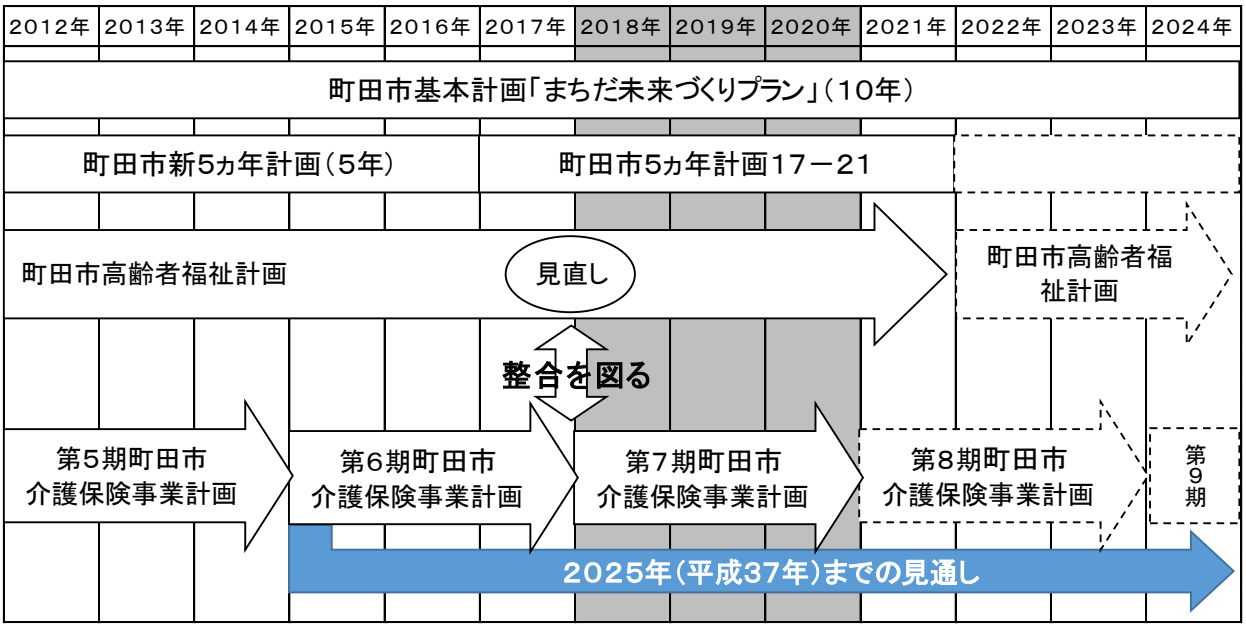

○高齢者福祉計画との整合について

２０１２年度から２０２１年度までの１０ヵ年の計画期間とする高齢者福祉計画は、本計画の策定に合わせて２０１７年度に見直しを行い、介護保険事業計画の施策との整合を図ります。

4. 計画の策定及び推進体制

本計画の策定、推進にあたっては、２０２５年の地域包括ケアシステムの構築に向け、ＰＤＣＡサイクルに基づく段階的・継続的なスパイラルアップを目指す「地域マネジメント」を確立します。

計画策定にあたっては、高齢社会総合計画審議会に諮問し、答申を受けます。いきいき生活部は、事務局として「審議会の開催・運営」や「市民ニーズ調査」などを行います。

また、同審議会は、各事業の進捗状況の確認や、事業を進める上での問題点の把握、成果評価を行います。

＜計画策定体制＞

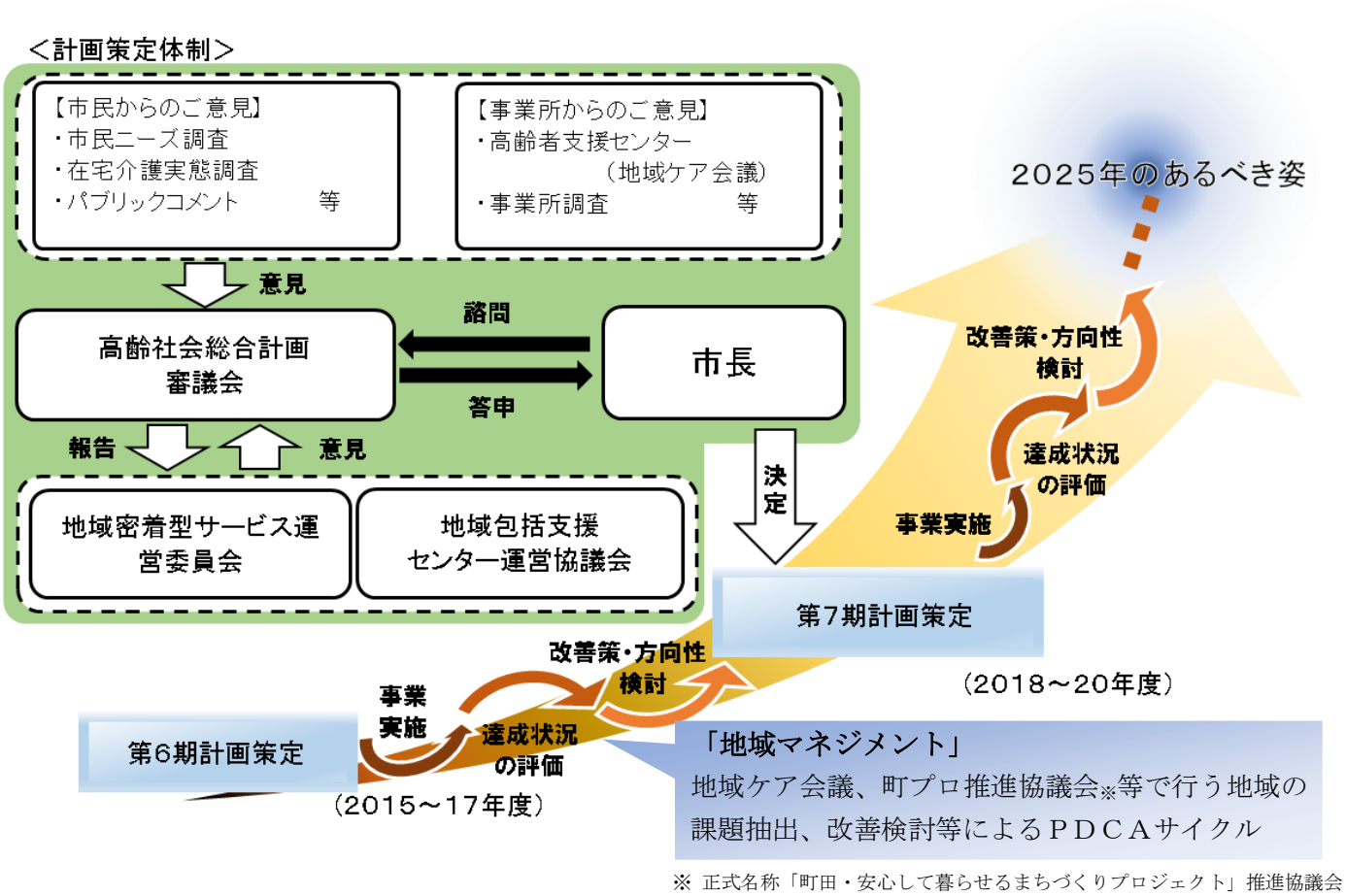

※ 正式名称「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」推進協議会

○町田市高齢社会総合計画審議会

○委員数　：　２０名

○構成メンバー　：　学識経験者３名、保健医療関係代表４名
福祉関係事業者代表４名、福祉関係団体代表４名
町田市民５名（公募）

5. 町田市版地域包括ケアシステムとは

第６期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年を見据え、地域の高齢者が自立した生活を続けられるようにするために、「地域包括ケアの推進」を図るべく６つの基本施策を進めています。「町田市版地域包括ケアシステム」とは、医療・介護の連携を代表とした多様なサービスの切れ目ない提供体制で、高齢者支援センターを中心に地域の高齢者を包括的に支えるための仕組みです。

また、「町田市版地域包括ケアシステム」を円滑に展開していくためのＰＤＣＡサイクルとして、高齢者支援センターの事業評価や、地域ケア会議、「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」推進協議会（以下「「町プロ」推進協議会」という。）等における地域の課題抽出と改善検討を通じて「地域マネジメント」を図っています。

＜町田市版地域包括ケアシステムのイメージ＞

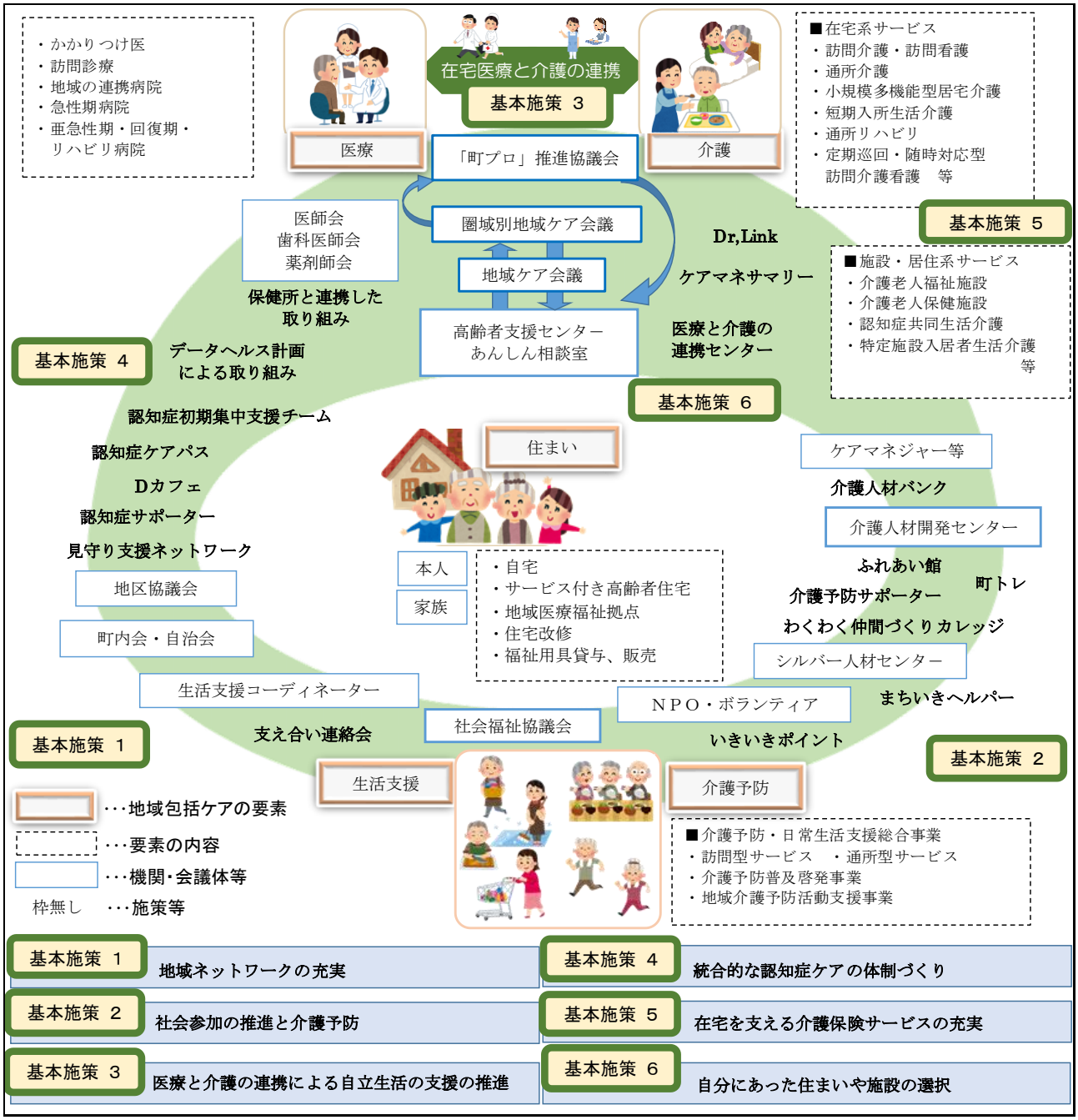

＜地域包括ケア推進に係る第６期までの主な取り組み＞

【基本施策１】地域ネットワークの充実

高齢者支援センター機能強化のため、定期的な事業評価や、地域ケア会議の開催支援を行っています。
また、１２ヶ所のあんしん相談室を高齢者支援センターのブランチとして再構築します。

（主な取り組み）・高齢者支援センターの機能強化　・見守り支援ネットワーク
・高齢者あんしんキーホルダー事業　・要配慮者・避難行動要支援者支援　等

【基本施策２】社会参加の推進と介護予防

２０１７年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、生活支援コーディネーターや地域介護予防推進員を中心に、地域ニーズに合った生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めています。

（主な取り組み）・新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施　・介護予防の推進（町トレ等）
・サービスの担い手（まちいきヘルパー）の養成　・支え合い連絡会　等

【基本施策３】医療と介護の連携による自立生活の支援の推進

「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」を中心に、医療介護連携に関する取組を推進しており、２０１６年度には在宅医療介護連携相談窓口「医療と介護の連携センター」を開設しました。

（主な取り組み）・町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト　・Dr.Link
・ケアマネサマリー　・家族介護者教室　・医療と介護の連携センター　等

【基本施策４】統合的な認知症ケアの体制づくり

認知症の早期発見支援（認知症ケアパス等）や、早期対応・受診支援（医師・臨床心理士による相談，認知症初期集中支援チーム事業等）、居場所・生きがい作り（認知症カフェ等）を推進しています。

（主な取り組み）・認知症サポーター　・認知症初期集中支援チーム事業　・Ｄカフェ
・認知症ケアパス　・町田市認知症施策推進協議会　・介護者等相談　等

【基本施策５】在宅を支える介護保険サービスの充実

在宅介護を支えるサービス（地域密着型サービス）の整備を促進するとともに、サービスの品質向上（介護人材開発事業、ケアプラン点検事業、事業者実地指導等）を推進しています。

（主な取り組み）・地域密着型サービスの整備　・ケアプラン点検事業　・介護人材バンク
・事業者実地指導　・介護相談員派遣事業　等

【基本施策６】自分にあった住まいや施設の選択

自宅で住み続けられるよう住宅改修の支援事業を推進するとともに、住み替え先（有料老人ホーム等）を選択しやすい環境を整え、合わせて介護保険施設（特別養護老人ホーム）の整備を推進しています。

（主な取り組み）・高齢者住宅対策設備改修給付事業　・住宅改修アドバイザー派遣事業
・介護保険施設の整備　・有料老人ホーム等の情報提供　等

6. 今後の圏域における地区の考え方

さらなる地域包括ケアの推進を目的とした地域マネジメントの確立のため、現在 12 地区の高齢者支援センターの担当地区数の変更を検討します。

12 地区　⇒　日常生活圏域のおよその基準とされる中学校区の数と同じ 20 地区程度

7. 第7期介護保険事業計画体系の策定

第６期計画では、６つの基本施策を中心に取り組みを進めて参りました。これらは「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症早期診断・早期対応の支援」などの先進的な取り組みを含め、全施策とも順調に進んでおります。

第７期計画においても、これらの施策は「地域包括ケアの推進」の実現に向けて重要な取り組みであるため、基本的に継承していきます。

さらに、地域の現状や課題などから付加すべき方向性を勘案しながら、今後、国や都から示される方向性を注視し、基本施策を体系化してまいります。

＜第７期介護保険事業計画体系の策定イメージ＞

第6期介護保険事業計画の体系図

基本目標	基本施策	取り組みの柱
1. いきいきと安心して地域で暮らしている	1. 地域ネットワークの充実	【重点】(1)高齢者支援センターの機能の充実
		(2)地域ネットワークづくりの強化
		(3)緊急時等の地域連携機能の強化
	2. 社会参加の推進と介護予防	(1)介護予防の推進
		【重点】(2)新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施
		(3)生活支援・介護予防の担い手の育成
2. 住み慣れた地域での生活が継続できている	3. 医療と介護の連携による自立生活の支援の推進	【重点】(1)在宅医療・介護連携の推進
		(2)在宅高齢者の家族介護支援
	4. 統合的な認知症ケアの体制づくり	(1)軽度認知症の支援強化
		【重点】(2)認知症早期診断・早期対応の支援
		(3)認知症生活機能障害に合わせたサービス体制
		(4)認知症高齢者、家族をサポートする仕組み
3. 自分にあった介護保険サービスを適切に利用できている	5. 在宅を支える介護保険サービスの充実	【重点】(1)在宅介護を支える介護保険サービスの整備促進
		(2)介護保険サービスの品質の向上
		(3)適切な介護保険サービスの利用
	6. 自分にあった住まいや施設の選択	(1)在宅継続に向けた住宅改修等
		(2)多様な住まいや施設の確保

7期において付加すべき方向性

医療・介護連携の強化

・在宅、退院時、看取り等の場面における医療・介護連携強化
・地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環としての 医療及び介護の提供体制の構築

「地域マネジメント」の確立

・地域ケア会議の充実（地域課題の抽出と検討体制の強化）
・ICT（見える化システム等）の活用による「地域マネジメント」の強化

【その他】

・総合事業の充実・強化（事業者への支援、サービスの周知・定着化）
・「介護離職ゼロ」に向けた取り組みの推進
・元気高齢者の地域活躍推進
・施設入所者の要介護度改善に係る取り組みの強化

各種調査等の結果分析

○在宅介護実態調査
○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
○市独自市民ニーズ調査
○事業所調査

国等からの方針・法改正等

○医療介護総合確保方針
○第7期介護保険事業計画基本指針
○介護保険法等関連法規の改正
ほか

第7期介護保険事業計画の体系の策定